国官技第176号 平成31年3月29日

各地方整備局企画部長 殿 北海道開発局事業振興部長 殿 内閣府沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

既済部分検査技術基準(案)の一部改正について

標記について、「既済部分検査技術基準(案)(平成18年4月3日付け 国 官技第1-3号)」を別添のとおり一部改正したので通知する。

## 既済部分検査技術基準 (案)

### (目的)

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の 効率的な実施を図ることを目的とする。

#### (検査の内容)

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、 出来形及び品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査の実地において行うのを原則とし、机上において行うこともできる。

## (工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況 に関する各種の記録(写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。) と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

#### (出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

## (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す 資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところ により、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

#### | 附 | 則

この技術基準は、平成30年4月2日以降の入札書提出期限日の工事について適用する。

# 別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

	項	関係書類	内 容
1	契約書等の履		指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況(他に掲げるものを除く。)
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、その他関係書類	施工方法及び手戻り(災害)に対する処理状況、現場管理状況

(1/2)

工 種		. 種	検査内容	(1/2) 検査密度	
	共	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	検査対象物につき2箇所以上	
	通	法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	検査対象物につき2箇所以上	
	的工	吹付工			
	種植生工				
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	以下のうち少ない箇所数以上	
				・1基又は1目地間当たり1箇所	
				・検査対象物につき2箇所	
	石・ブロック積 (張)工		基準高、法長、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上	
		路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所 以上	
共				厚さは、以下のうち少ない箇所数以上	
				・1kmにつき1箇所	
通	_			・検査対象物につき2箇所	
	般舗は		基準高、厚さあるいは標高較差 (3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3 次元モデルによる場合)	
	装工	舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、 平坦性	基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所 以上	
				厚さは、検査対象物につき2箇所以上コ アーにより検査	
			基準高、厚さあるいは標高較差 (3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3 次元モデルによる場合)	
	地盤	改良工	基準高、幅、厚さ、延長	検査対象物につき2箇所以上	
			基準高、幅、厚さ、延長(3次 元モデルによる場合)	検査対象物につき1箇所以上	
	土 工		基準高、幅、法長	検査対象物につき2箇所以上	
	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法 長、延長	検査対象物につき2箇所以上	
	浚渫 (川)		基準高、幅、深さ、延長		
ो <u>ज</u> ा	浚渫 (川)		設計との標高較差(3次元モデルによる場合)	1 工事につき 1 断面 (3 次元モデルによる 場合)	
河川	(バックホウ 浚渫船のみ)		/· 10 & 0 // 10	<i></i>	
	樋門・樋管		基準高、幅、厚さ、高さ、法 - 長、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき 構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の	
	水門		人、	任意部分	
				函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
3.E	堤防		基準高、幅、厚さ、高さ、法  -  長、延長	検査対象物につき2箇所以上	
海	-	・人工岬			
岸	海岸:	·			
	浚渫	(海)	基準高、幅、深さ、延長		

(2/2)

工 種		検査内容	検査密度
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の 任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
123	斜面対策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
ダ	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、 延長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
A	フィルダム	基準高、外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上
	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき 構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の 任意部分
道路	橋梁上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、出来高 対象部分の寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンパー	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深 さ、間隔、延長	検査対象物につき2箇所以上(ただ し、坑口部を含む場合は、坑口部を含 まないで2箇所以上)
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚 さ、高さ、深さ、法長、長さ 等	同種構造物ごとに適宜決定する。

(1)検査は実地のおいて行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

# 別表第3 品質確認項目一覧

工種	種別	品質管理項目
	材料	アルカリ骨材反応対策
セメント・コンクリート(転圧コ		塩化物総量規制
ンクリート・コンクリートダム・		スランプ試験
履工コンクリート・吹付けコンク リートを除く)	施工	コンクリートの圧縮強度試験
		空気量測定
	11 11 b ma	外観検査
ガス圧接	施工後試験	超音波探傷検査
	材料	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)
	施工	外観検査(鋼管杭)
既製杭工		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸
2-2-00-		透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験
下層路盤	施工	プルーフローリング
上層路盤	施工	現場密度の測定
	요소 = II - II - II - I	温度測定(初期締固め前)
アスファルト安定処理路盤	舗設現場	外観検査(混合物)
セメント安定処理路盤	施工	現場密度の測定
マューューは出	企业⇒几.TEI 1.EI	温度測定(初期締固め前)
アスファルト舗装	舗設現場	外観検査 (混合物)
転圧コンクリート	施工	コンクリートの曲げ強度試験
グースアスファルト舗装	舗設現場	温度測定(初期締固め前)
路床安定処理工	施工	プルーフローリング
表層安定処理工(表層混合処理)	施工	プルーフローリング
固結工	施工	土の一軸圧縮試験
アンカーエ	施工	多サイクル確認試験
/ <b>v</b> / <b>v</b>		1サイクル確認試験
補強土壁工	施工	現場密度の測定
現場吹付法枠工	施工	コンクリートの圧縮強度試験
河川・海岸土工	材料	土の締固め試験
1.47.1 1997 TL.	施工	現場密度の測定
	施工	土の締固め試験
道路土工		CBR試験 (路床)
	施工	現場密度の測定
	施工	岩石の見掛比重
捨石工		岩石の吸水率
		岩石の圧縮強さ
コンクリートダム	施工	コンクリートの圧縮強度試験
吹付けコンクリート (NATM)	施工	コンクリートの圧縮強度試験
ロックボルト (NATM)	施工	ロックボルトの引抜き試験
路上再生路盤工	施工	CAEの一軸圧縮試験
路上表層再生工	施工	現場密度の測定
	舗設現場	温度測定(初期締固め前)
排水性舗装工		現場透水試験
	A+>π,π□ 1□	現場密度の測定
プラント再生舗装工	舗設現場	外観検査(混合物)